

デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成
 (有線テレビジョン放送法施行規則(略称:ケーブルテレビ法施行規則)第二十六
 条の十六第三項)

平成十二年八月十四日
 郵政省告示第五百二十二号
 最終改正 平成二十一年十月三十日総務省告示第五百七号

有線テレビジョン放送法施行規則(昭和四十七年郵政省令第四十号)第二十六
 条の十六第三項第三号の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第五百二十二
 号(デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構
 成を定める件)の一部を改正する。

有線テレビジョン放送法施行規則第二十六條の十六第三項第四号別図第十
 二に規定するデジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッ
 ダ情報の構成は、別表に示すとおりとする。

別表 デジタル有線テレビジョン放送方式の多重フレームヘッダ情報の構成

パケッ トヘッ ダ	多重フ レーム 同期情 報	変 更 指 示	スロツ ト情報	識別子/相 対TS番号 対応情報	送受信 制御情 報	相対TS 番号/ スロツ ト 対応情報	拡張情報	CRC
32	16	3	21	480	32	208	680	32

- 注1 単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。以下同じ。
 2 「0x」に続く数字を16進数とする。以下同じ。
 3 ' で囲まれた数字は2進数とする。以下同じ。
 4 パケットヘッダは、別記第1に示す構成とする。
 5 多重フレーム同期情報は、別記第2に示す構成とする。
 6 変更指示は、多重フレームヘッダ情報のうち「スロット情報」、「識
 別子/相対TS番号対応情報」、「送受信制御情報」及び「相対TS番
 号/スロット対応情報」のいずれかの内容に変更が生じるごとに1ずつ
 増加され、111の次は000とする。
 7 スロット情報は、スロット配置法の区別、多重フレーム形式及び相対
 TS番号に対する有効・無効指示を示すものとし、その構成は別記第3
 のとおりとする。
 8 識別子/相対TS番号対応情報は、相対TS番号とTS識別/オリジ
 ナルネットワーク識別との対応関係を示す領域であり、その構成は、別
 記第4のとおりとする。

- 9 送受信制御情報は、T Sの受信状態及び緊急警報指示を示すものとし、その構成は別記第5のとおりとする。
- 10 相対T S番号/スロット対応情報は、有線テレビジョン放送法施行規則第26条の16第3項第4号別図第12の第2スロットから第53スロットに割り当てられる相対T S番号を示す領域であり、その構成は別記第6のとおりとする。
- 11 拡張情報は、多重フレームヘッダ情報を拡張する場合の領域であり、未使用の場合には、拡張領域の680ビット全てを 1 とする。
- 12 C R Cは、I T U - T勧告H.222.0で定義するC R Cデコーダにおいて、多重フレームヘッダの先頭4バイトを除いた184バイトをレジスタに入力した時のレジスタ出力がゼロになる値とする。
- 13 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成15年総務省令第26号)第20条の2第1項第2号に規定する地震動警報情報を伝送するためのA C信号を併せ送る放送を再送信する場合において、当該放送に当該A C信号を併せ送るときは、拡張領域の先頭204ビットにA Cシンボルを配置するものとする。

別記第1 パケットヘッダの構成

同期バイト 0x47	000	多重フレーム P I D	0001	連続性指標
8	3	13	4	4

- 注1 同期バイトは、0x47とする。
- 2 多重フレームP I Dは、多重フレームヘッダを識別するために使用する領域で、0x0011から0x002Fの中から割当てするものとする。
- 3 連続性指標は、同一の多重フレームP I Dの値を持つT Sパケットの順序を指定する領域で、0000を開始値として1ずつ増加し、1111の次は0000とする。

別記第2 多重フレーム同期情報の構成

未定義	多重フレーム同期信号
3	13

- 注 多重フレーム同期信号は、0x1A86とし、多重フレームごとに全ビットを反転させる。

別記第3 スロット情報の構成

スロット配置法の区別	多重フレーム形式	相対TS番号1に対する有効・無効指示	相対TS番号2に対する有効・無効指示	相対TS番号15に対する有効・無効指示	未定義
1	4	1	1		1	1

注1 スロット配置法の区別は、スロット配置法を識別するのに使用する領域とし、次のような割当てとする。

スロット配置法の種別

値	割当て
0	静的割当て
1	未定義

2 多重フレーム形式は、多重フレーム長及び最大多重TS数を識別するのに使用する領域とし、次のような割当てとする。

多重フレーム形式の種別

値	多重フレーム長	最大多重TS数
0x1	53	15
0xF	使用しない	
その他	未定義	

3 相対TS番号に対する有効・無効指示は、別記第4の各要素が有効か無効かを識別するのに使用する領域で、0は無効、1は有効を示す。

別記第4 識別子/相対TS番号対応情報の構成

相対TS番号1に対するTS識別及びオリジナルネットワーク識別	相対TS番号2に対するTS識別及びオリジナルネットワーク識別	相対TS番号3に対するTS識別及びオリジナルネットワーク識別	相対TS番号15に対するTS識別及びオリジナルネットワーク識別
32	32	32		32

注 識別子/相対TS番号対応情報は、TS識別とオリジナルネットワーク識別をこの順に指定し、各16ビットの領域とする。

別記第5 送受信制御情報の構成

相対TS 番号1に 対する受 信状態	相対TS 番号2に 対する受 信状態	……	相対TS 番号15に 対する受 信状態	未定義	緊急警 報指示
2	2		2	1	1

- 注1 相対TS番号に対する受信状態は、TSの受信状態を識別するのに使用する領域で、各要素の値は受信状態が良い状態から 00、01、10 とする。
- 2 緊急警報指示は、受信機への起動制御を示す領域であり、起動制御が行われていない場合は 0 とし、起動制御が行われている場合は 1 とする。

別記第6 相対TS番号/スロット対応情報の構成

第2スロ ットに 対する 相対 TS番 号	第3スロ ットに 対する 相対 TS番 号	第4スロ ットに 対する 相対 TS番 号	……	第52スロ ットに 対する 相対 TS番 号	第53スロ ットに 対する 相対 TS番 号
4	4	4		4	4

- 注 相対TS番号は1から15とし、TSパケットを配置しないスロットの場合は0x0とする。

参考

平成21年10月30日総務省告示第507号（一部改正）

平成12年8月14日郵政省告示第522号

有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十六条の十六第三項第四号の規定に基づき、デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を次のように定めたので告示する。